

令和8年度 児童クラブ入所申込案内（一斉申込用）

児童クラブは毎年度申込が必要です。

1 調査書配布と入所申込受付

（1）調査書（就労証明書等）の配布（ホームページからもダウンロード可能です）

・ **9月1日（月）** から子育て支援課（市役所2階）で配布します。

・ 父母のほか、同居や同一敷地内に住んでいる65歳未満の祖父母についても調査書が必要です。

（2）入所申込受付方法・日時

①入所申込 ※原則オンラインによる申し込みとなります。

申込受付期間	添付書類	申込フォーム（QRコードまたはURL）
10月1日（水）～ 10月15日（水） 厳守	・ 調査書 （求職中の方は求職活動申立書）	 https://logoform.jp/form/UpCD/R8jido-club ※読み取り・アクセス等できない場合は 子育て支援課へお問合せください。

※児童クラブを利用した事がある児童について、面接はありません。上記手続きで申込完了です。

初めて児童クラブを利用する児童とその保護者は②へ

②面接（児童及び保護者）

面接会場： 蒲都市民体育センター 大会議室（直接面接会場へお越しください。）

日 時： 10月21日（火）～10月23日（木） 午後3時～午後6時30分

※予約制ではないため、3日間のうち来所順に面接を行います。

※面接会場への来場が困難な場合は、必ず連絡をしてください。

【その他申込にあたっての注意事項等】

・ 入所希望児童クラブは、令和8年4月から就学予定の小学校区の児童クラブとなります。

・ 書類等に不備があった場合は、連絡させていただきます。連絡の際にお伝えする提出期限までに必ず対応いただきますようお願いいたします。期限を過ぎても不備がある場合、入所却下通知書を送付します。特に調査書に関し記入漏れなどが多いため、十分に確認の上申し込みしてください。

・ 一斉申込期間後の随時申し込み開始日は、令和7年11月4日（火）を予定しています。

※上記受付期間内に申込完了（初めての方は面接含む）をされた方が優先されます。

※定員を超えた場合は低学年優先のうえ、点数表に基づき、保育の困難性の高い順に決定します。

※兄弟同時入所や、令和7年度に入所していた等による優先はありません。

・ 入所の可否については 1月末頃に通知書を発送予定です。

・ 2月中旬から下旬に初めて児童クラブを利用する方を対象とした入所説明会を予定しています。

・ 希望される児童クラブが定員超過の場合は「入所却下通知書」を送付いたします。通知書に待機希望調査を同封します。調査フォームから待機希望あり・なしの回答をお願いします。また、他学区の児童クラブに空きがある場合、「長期休業」のみ入所する事が可能です。待機希望ありの回答をいただいた方へ、他学区への入所希望有無について、別途ご案内させていただく予定です。

・ 受付期間終了後に入所期間等変更したい場合は、上記通知書が届いてから子育て支援課へお申し出ください。但し、転校等による利用児童クラブの変更は、転校先児童クラブが定員を満たしている場合、お待ちいただくこととなりますので予めご了承ください。

2 児童クラブ入所基準

父母および同居の祖父母（65歳未満）の全員が以下のいずれかの区分に該当する場合

区 分			入所の基準	証明	※
1	労働	保護者が労働することを常態としている場合	1か月の就労日数15日以上 かつ 1日の就労時間4時間以上 ※農業世帯については、上記の就労で 耕作面積が概ね30a以上であること (通年)：通年にわたり児童の授業終了後も就労を常態としており、児童の保育に当たる者がいない場合 ※就業終了時刻が午後3時以降であること	事業主による 就労証明書	
2	出産等	妊娠中または 出産後間がない場合	母親が産前2か月（多胎の場合は4か月） または産後3か月の期間にある場合	母子手帳の コピー※1	☆
3	病気・ 負傷等	保護者本人に病気、ケガ、 または心身に障害がある 場合	保護者が児童の保育に当たることができない 程度以上の疾病または心身に障害がある 場合	医師の診断書 または 障害者手帳のコピー	☆
4	病人 看護等	長期にわたり疾病の状態 にある、または精神もしく は身体に障害を有する 同居の親族を常時介護し ている場合	昼間において、 1か月の看護日数15日以上 1日の看護時間4時間以上 (通年)：通年にわたり児童の授業終了後も 家庭内または家庭外で常時その看護に従事し、 児童の保育に当たる者がいない場合	医師の診断書	☆
5	家庭内 の災害	震災、風水害、火災その他 災害の復旧にあたる場合	震災、風水害、火災その他災害の復旧にあ たる場合	要相談	

※1 産前は「表紙など母の氏名が記載されている部分」のページ、産後は「出生届出済証明」のページ

※☆ 区分2・3・4の方は、証明と併せて「就労外要件申立書」を添付書類として提出してください。

○求職中の方は、「求職活動申立書」を添付書類として提出してください。

○同居の祖父母とは、別棟であっても同一敷地内に居住している場合も含みます。

○就労証明書を保育園の手続きでも使用される方は、コピーでも可とします。(就労実績は直近3ヶ月のもの)

○各種書類はご自宅で保管をしてください。

3 児童クラブを利用する際の注意事項

- (1) 放課後児童クラブは、保護者が仕事を休む日や勤務先の休日は利用できません。保護者の勤務時間に応じた利用をお願いします。家事等の時間は利用時間に含めないでください。
- (2) 原則、当日の出欠席の変更はできません。児童の体調不良等でやむを得ず変更する場合は、児童クラブへ必ず連絡してください。
- (3) 利用手数料に未納がある場合は、入所決定できません。また、入所中において未納が続く場合は退所していただくことがあります。
- (4) 上記のほか、利用上の決まりが守られない場合は退所していただく場合があります。
- (5) 入所承認通知書に記載の「入所期間」後は自動的に退所となります。自動退所後に、再度児童クラブを利用したい場合は、改めて申込手続きが必要となりますので予めご了承ください。
- (6) 傷害保険について、令和8年度より各ご家庭で必ず加入をお願いします。

※保険内容は、傷害保険だけでなくガラスの破損など対物を含む損害賠償も保険対象になっていることが望ましいです。児童による物損等は、児童クラブ職員等に過失がない限り児童の保護者に弁償していただきます。

※傷害保険に加入済かどうか調査をさせていただきます。

4 児童クラブとは

昼間、労働等により保護者のいない家庭の小学校に就学している児童のために、遊びまたは生活の場を与える施設として児童クラブを設置し、児童の健全育成に資することを目的としています。

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後から夕方まで、適切な遊びと生活の場を与えて安全に保護し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

5 活動内容

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を行います。

※学校や塾とは異なるため学習の指導等はありません。宿題の確認はご家庭でお願いします。

※おやつの時間もあります。おやつは各ご家庭で用意をお願いしています。

※学校休業日等の給食のない日の利用は、利用時間に応じて弁当等を持参させてください。

6 対象児童

昼間、就労等により保護者（父母、同居または同一敷地内居住の65歳未満の祖父母）のいない家庭の小学1～6年生。ただし、就労日数等に一定の要件があります（3ページ参照）。

※集団行動が可能なことが必要です。面接や入所後の様子によりお断りする場合があります。

7 開所時間

月～金…授業終了後～午後7時（最大）

土曜日、夏休み等の長期休業、学校代休日等…午前7時30分～午後7時（最大）

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉所します。

※保護者の就労状況（利用時間）により開所・閉所時間は変動します。

8 利用形態・利用手数料等 ※以下3つの入所区分から選択してください。年度途中の変更不可。

「通 年」：通年にわたり児童の学校終了後に保護者が就労等を常態としていること

「長期休業」：該当期間中児童を預けている時間に保護者が就労等を常態としていること

「長期休業以外」：該当期間中児童を預けている時間に保護者が就労等を常態としていること

※選択した入所区分は変更できません。入所区分を変更したい場合は、再度申込からとなります。

通 年 (A+B)	通常月		8月のみ			
	4,000 円		7,000 円			
長期休業 (A) ※複数選択可	① 春 休 み (4月)	② 夏 休 み (7月)	③ 夏 休 み (8月)	④ 冬 休 み (12月)	⑤ 冬 休 み (1月)	⑥ 春 休 み (3月)
	2,000 円	2,000 円	7,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
長期休業以外 (B) ※複数選択可	① 春休みと夏休みの間		② 夏休みと冬休みの間		③ 冬休みと春休みの間	
	4月：2,000 円 5・6・7月：4,000 円/月		9～12月：4,000 円/月		1・2・3月：4,000 円/月	

【その他】

- ・利用手数料は変更となる場合があります。 ・日割り計算はありません。
- ・利用手数料は、申請により免除となる場合があります。対象となる主なものは、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯等です。※毎年度申請が必要
- ・児童クラブを連続して半月以上欠席する場合、休所の届出が可能です。休所届は届出により、利用手数料を免除することが可能な措置です。受付可能な理由は、原則、児童が児童クラブへ通うことができない場合（入院など）に限ります。それ以外は、休所ではなく「欠席」となります。

9 児童クラブ一覧

児童クラブ名	対象学区	対象学年	電 話	住 所	※
おおつか児童館児童クラブ	大塚小	対象学年は申込数により決定します。	59-6671	大塚町上中島 41	
大塚小児童クラブ			59-6663	大塚町大門 42-5	
三谷東小児童クラブ	三谷東小		68-1006	三谷町南山 1-7	★
みや児童館児童クラブ	三谷小		67-0077	三谷北通二丁目 259-1	
蒲郡東部小児童クラブ	蒲郡東部小		68-8222	豊岡町池田 3	★
東部公民館児童クラブ			070-3324-3066	豊岡町殿門 24	
竹島小児童クラブ	竹島小		69-7228	府相町三丁目 40	★
がまごおり児童館児童クラブ	蒲郡南部小		67-8515	神明町 22-28	
蒲郡南部小児童クラブ			67-8170	神明町 22-3	★
ちゅうぶ児童館児童クラブ	蒲郡北部小		68-0066	水竹町木船 25-2	
蒲郡北部小児童クラブ			68-3677	清田町間堰 52	★
蒲郡西部小児童クラブ	蒲郡西部小		68-1505	神ノ郷町壺町田 10	
中央小児童クラブ	中央小		67-0200	緑町 3-49	★
しおつ児童館児童クラブ	塩津小		68-8515	竹谷町今御堂 36-1	★
塩津保育園児童クラブ			68-1101	竹谷町今御堂 63-1	
塩津小児童クラブ			090-6385-5329	竹谷町今御堂 31-1	
形原北小児童クラブ	形原北小		57-5500	金平町屋敷田 1-1	★
形原小児童クラブ	形原小		57-3345	形原町御嶽 34-2	★
にしうら児童館児童クラブ	西浦小		56-0450	西浦町西馬相 21	

※上記一覧は令和7年9月1日の状況です。

※★がついている児童クラブについては、申込状況に応じて2クラブ分開設いたします。

※各児童クラブの定員は原則40人です（一部の児童クラブは定員が異なります）

<合同開所について> ※塩津小学校及び西浦小学校の施設複合化に伴い、年度途中で開所場所が変更となる場合は、お知らせします。

土曜日や利用人数が少ない日については、児童館クラブで合同開所する事があります。

利用される児童クラブ毎の合同開所先（予定）は以下のとおりです。

児童クラブ名	合同開所時の開所場所
おおつか児童館児童クラブ・大塚小児童クラブ・三谷東小児童クラブ	おおつか児童館
みや児童館児童クラブ・蒲郡東部小児童クラブ・東部公民館児童クラブ	みや児童館
竹島小児童クラブ・がまごおり児童館児童クラブ・蒲郡南部小児童クラブ	がまごおり児童館
ちゅうぶ児童館児童クラブ・蒲郡北部小児童クラブ・蒲郡西部小児童クラブ	ちゅうぶ児童館
中央小児童クラブ・しおつ児童館児童クラブ・塩津保育園児童クラブ・塩津小児童クラブ	しおつ児童館
形原北小児童クラブ・形原小児童クラブ・にしうら児童館児童クラブ	にしうら児童館

問い合わせ先 蒲郡市子育て支援課

TEL：(0533) 66-1108